第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十七条　令第十三条に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請人（令第十三条に規定する申請人をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者（令第二十二条第二項第六号に規定する代位者をいう。第六十七条第二項において同じ。）である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

六　許可試掘区域

七　試掘の概要

八　試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する日

九　登録の目的

十　登録原因（令第五条第二項に規定する登録原因をいう。以下同じ。）及びその日付

十一　試掘権の設定又は移転の登録（信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十二　申請人が登録権利者又は登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人）でないとき（第四号、次号及び第十四号の場合を除く。）は、登録権利者、登録義務者又は登録名義人の氏名又は名称及び住所

十三　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十四　前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十五　登録の目的である試掘権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

十六　権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部

十七　申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条第一項又は第二項に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提出することができない理由

十八　添付書面の表示

十九　申請の年月日

二十　登録免許税の額

二十一　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の申請書記載事項欄に掲げる事項

（申請書の作成及び提出）

第十八条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の試掘権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の試掘権について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二　同一の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三　一又は二以上の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　同一の試掘権について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

（申請書記載事項の一部の省略）

第十九条　次に掲げる規定にかかわらず、試掘権を識別するために必要な事項として第四十四条に規定する番号、記号その他の符号を申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一　第十七条第六号　同号に掲げる事項

二　第十七条第七号　同号に掲げる事項

三　第十七条第八号　同号に掲げる事項

（添付書面）

第二十条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書面（法人にあっては、印鑑に関する証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書面）（以下「本人確認書面」という。）

二　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の権限を証する書面

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、代位原因を証する書面

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第七十七条第四項第一号、第八十三条第四項、第八十六条第三項第一号及び第八十七条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。

イ　令第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）

ロ　令第五十一条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第五十条第一項の規定による仮登録を申請するとき　当該仮登録を命ずる処分の決定書の正本

七　登録原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、認可し、同意し、又は承諾したことを証する書面

八　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の添付書面欄に掲げる書面

２　前項第一号の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

３　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一　令第三十一条の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二　令第五十四条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録に後れる登録の抹消を申請する場合